

(報 告)

令和2年度京都府いじめ調査(2回目)の結果について

いじめ防止対策に関連し、府のいじめ調査結果(2回目)を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

令和3年2月25日

教育長 橋本 幸三

記

1 令和2年度京都府いじめ調査(2回目)の概要

※別紙1のとおり

2 いじめ調査(2回目)の結果(小・中・義務教育学校・府立学校)

※別紙2のとおり

〈参考〉令和2年度京都府いじめ調査(1回目)の追跡調査結果

## 別紙 1

# 京都府いじめ調査の実施について（概要）

### 1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

### 2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

### 3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

### 4 調査の実施

(1) 1回目及び2回目の調査を3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。

(2) 1回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等により、学校の実態に応じて、追跡調査を実施する。

(3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

### 5 結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。（相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。）
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。（相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。） 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

※ 令和2年度1回目の調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の課業期間が例年と異なり、また地域によっても異なったことから、いじめの解消・未解消については1回目の調査段階では報告を求めず、一定期間をおいた後に追跡調査を行い、2回目の調査結果とともに報告を求める。

### 6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

令和2年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	
				家庭訪問による 調査(内数)	前回から連続して未調査者数 (内数)
小学校	200	58,895	58,605	42	290
中学校	97	29,732	29,494	346	238
合計	297	88,627	88,099	388	528

(2) アンケート方法 (単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	169	21	82	11
無記名式	9	1	4	0
合計	178	22	86	11

2 認知件数及び解消・未解消件数 (単位:件)

	認知	解消	小学校					中学校											
			未解消		重大事態			認知	解消	未解消		重大事態							
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導					
府立																			
向日市	526	8	290	47	181	0	0	85	1	79	5	0	0	0	0	0	0	0	0
長岡京市	832	3	447	176	206	0	0	51	5	34	5	7	0	0	0	0	0	0	
大山崎町	76	0	74	2	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
宇治市	1,085	83	870	69	63	0	0	99	4	57	17	21	0	0	0	0	0	0	
城陽市	623	22	472	49	80	0	0	74	4	24	15	31	0	0	0	0	0	0	
八幡市	462	1	314	52	95	0	0	55	0	25	19	11	0	0	0	0	0	0	
京田辺市	545	14	334	100	97	0	0	37	10	24	2	1	0	0	0	0	0	0	
木津川市	912	37	768	86	21	0	0	72	0	64	7	1	1	0	0	0	0	0	
久御山町	132	19	79	24	10	0	0	4	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	
井手町	40	0	40	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	
宇治田原町	19	0	12	7	0	0	0	5	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	
精華町	336	2	245	46	43	0	0	7	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	
相楽東部連合	28	0	28	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
亀岡市	533	16	434	66	17	0	0	36	0	17	18	1	0	0	0	0	0	0	
南丹市	22	1	14	1	6	0	0	14	0	12	2	0	0	0	0	0	0	0	
京丹波町	68	1	51	4	12	0	0	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
綾部市	326	6	217	36	67	0	0	6	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	
福知山市	625	33	357	124	111	0	0	53	6	33	5	9	0	0	0	0	0	0	
舞鶴市	697	0	568	129	0	0	0	71	0	45	26	0	0	0	0	0	0	0	
宮津市	126	0	82	39	5	0	0	28	2	14	0	12	0	0	0	0	0	0	
京丹後市	350	2	301	17	30	0	0	28	3	20	1	4	0	0	0	0	0	0	
伊根町	11	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
与謝野町	84	2	64	13	5	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
中学校組合								12	0	8	3	1	0	0	0	0	0	0	
合計	8,458	253	6,069	1,087	1,049	0	0	767	35	490	133	109	1	0	0	0	0	0	

※上記、重大事態は未解消の内数

3 いじめの態様 (単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	4,653	1,497	2,203	1,001	250	463	1,005	190	656	11,918
中学校	530	77	141	57	6	28	59	42	51	991

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況 (単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	33	53
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	75	79
フリースクール等の学校以外の施設に通所	168	93
病気・入院等により調査ができない。	4	5
その他	10	8
合計	290	238

# 令和2年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

## 1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	未調査数		前回から連続して未調査の数(内数)
			家庭訪問等による調査(内数)		
高校	30,490	30,405	60	85	8
特別支援	1,680	1,654	11	26	5
合計	32,170	32,059	71	111	13

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	50	0	11	0
無記名式	0	0	0	0
合計	50	0	11	0

## 2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態		
			見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導
高校(全日制)	152	14	66	41	31	0	0	0
高校(定時制)	16	2	9	4	1	0	0	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	168	16	75	45	32	0	0	0
特別支援学校	82	7	37	13	25	0	0	0

※上記、重大事態は未解消の内数

## 3 いじめの態様

(単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	98	22	16	6	3	10	8	16	14	193
高校(定時制)	7	2	1	1	0	0	2	7	3	23
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	105	24	17	7	3	10	10	23	17	216
特別支援学校	45	10	23	7	3	3	17	7	0	115

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

## 4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、児童生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	20	2	—	6
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	8	1	—	11
フリースクール等の学校以外の施設に通所	2	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	32	0	—	—
休学中、または休学の手続き中である。	11	3	—	—
施設に入所中である。	0	0	—	—
留学中である。	0	0	—	—
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	2	0	—	—
病気・入院等により調査ができない。	3	1	—	6
その他	0	0	—	3
合計	78	7	※	26

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(令和元年度2回目～2年度2回目)について

1 対象児童生徒数

学校種	令和2年度						令和元年度					
	学校数	2回目調査					学校数	2回目調査				
		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)
小学校	200	58,895	58,605	42	290	204	205	59,954	59,667	54	287	217
中学校	97	29,732	29,494	346	238	160	97	29,668	29,420	258	248	159
高等学校	50	30,490	30,405	60	85	8	47	31,745	31,663	31	82	13
特別支援学校	11	1,680	1,654	11	26	5	11	1,628	1,621	12	7	1
計	358	120,797	120,158	459	639	377	360	122,995	122,371	355	624	390

2 認知・解消件数

学校種	令和2年度									令和元年度										
	認知		解消		未解消			重大事態			認知		解消		未解消			重大事態		
					見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導					見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導
小学校	8,458	253 3.0%	6,069	1,087	1,049	0	0	0	9,735	323 3.3%	6,892	1,121	1,399	0	0	0				
中学校	767	35 4.6%	490	133	109	0	1	0	938	70 7.5%	602	162	104	0	0	0				
高等学校	168	16 9.5%	75	45	32	0	0	0	260	24 9.2%	140	50	46	0	0	0				
特別支援学校	82	7 8.5%	37	13	25	0	0	0	85	8 9.4%	45	14	18	0	0	0				
計	9,475	311 3.28%	6,671	1,278	1,215	0	1	0	11,018	425 3.86%	7,679	1,347	1,567	0	0	0				

※ 令和2年度1回目調査の解消・未解消については、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の休業期間が例年と異なるため、1回目調査時には報告を求めなかったため、一定期間経過後の追跡調査により報告を受けたものである。

参考

令和2年度いじめ調査(1回目)の追跡調査結果について

※解消・未解消については、一定期間後に報告を求めた数値である。

1 調査対象件数及び解消・未解消件数(追跡) 小・中・義務教育学校 (単位:件)

	小学校							中学校						
	調査対象件数	解消	未解消			重大事態		調査対象件数	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
府立								9	5	3	0	1	0	0
向日市	426	354	39	20	13	0	0	39	37	1	1	0	0	0
長岡京市	692	557	108	7	20	0	0	43	30	9	1	3	0	0
大山崎町	68	68	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
宇治市	913	884	10	7	12	0	0	88	73	1	2	12	0	0
城陽市	637	566	27	18	26	0	0	45	37	2	1	5	0	0
八幡市	412	392	2	11	7	0	0	41	38	0	2	1	0	0
京田辺市	503	460	24	11	8	0	0	34	34	0	0	0	0	0
木津川市	882	869	6	4	3	0	0	70	69	0	1	0	0	0
久御山町	157	126	21	4	6	0	0	12	0	0	8	4	0	0
井手町	40	40	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
宇治田原町	15	14	0	0	1	0	0	3	3	0	0	0	0	0
精華町	294	283	3	2	6	0	0	16	16	0	0	0	0	0
相楽東部連合	33	31	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亀岡市	432	400	26	5	1	0	0	58	52	1	1	4	0	0
南丹市	47	46	0	1	0	0	0	11	11	0	0	0	0	0
京丹波町	50	41	5	2	2	0	0	5	5	0	0	0	0	0
綾部市	327	296	8	14	9	0	0	15	13	1	0	1	0	0
福知山市	659	629	5	7	18	0	0	57	55	0	1	1	0	0
舞鶴市	732	709	17	6	0	0	0	93	82	3	8	0	0	0
宮津市	155	95	51	6	3	0	0	45	24	12	0	9	0	0
京丹後市	358	336	14	4	4	0	0	34	29	3	1	1	0	0
伊根町	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	62	53	5	2	2	0	0	13	11	0	2	0	0	0
中学校組合								5	4	0	1	0	0	0
合計	7,903	7,258	373	131	141	0	0	741	633	36	30	42	0	0

※解消・未解消については、一定期間後に報告を求めた数値である。

※1回目いじめを認知した児童生徒が家庭の事情等で転校した場合、「解消・未解消」の判断ができないため、追跡調査の対象としていない。いじめによって転校を余儀なくされたものではない。小学校9人、中学校1人が転出した。

2 調査対象件数及び解消・未解消件数(追跡) 府立高等学校・特別支援学校

	調査対象件数	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
高等学校	168	136	16	5	11	0	0
特別支援学校	67	51	2	4	10	0	0

※上記、重大事態は未調査の内訳

※解消・未解消については、一定期間後に報告を求めた数値である。

※1回目いじめを認知した児童生徒が家庭の事情等で転校した場合、「解消・未解消」の判断ができないため、追跡調査の対象としていない。いじめによって転校を余儀なくされたものではない。特別支援学校1人が転出した。